

「中国派遣者の日中における給与所得の課税問題と実務」

～中国における個人所得税の特徴、短期滞在者の免税規定、源泉徴収義務、出向者 PE 課税に対する対策、課税所得の具体的な計算方法、中国派遣者の社会保険、日本において受給する退職金・年金の課税関係、日本における派遣元企業の給与負担の問題等の実務対応～

開催日：2013年 8月29日(木) 13:30～16:30 会場：東京・東宝土地会議室

講師：三戸俊英氏 公認会計士 税理士法人キャスト

受講料：1名 29,000円(消費税、資料代含む) 1社2名以上 1名 26,000円に割引

- 13:30 < I > 中国における課税問題
1. 給与所得に関する国際的課税の原則
 2. 中国における個人所得課税の特徴及び概略
 3. 給与所得の課税について
 - (1) 国内源泉所得と国外源泉所得
 - (2) 居住者と非居住者の判定
 - (3) 永住者と非永住者の区分と課税所得
 - (4) 短期滞在者(183日以下滞在者)の免税規定
 - (5) 滞在期間計算の具体的方法と留意点
 - (6) 中国における恒久的施設(PE)認定による短期滞在者の免税規定の適用除外
 - (7) 居住期間の相違による課税・免税の取扱いまとめ
 - (8) 課税所得の具体的な計算方法
 1. 給与に含められない手当
 2. 年1回制賞与の税額の軽減措置
 3. 現物給与の課税方法
 4. ストックオプションの課税方法
 5. 経済補償金(退職金)の課税方法
 4. 董事費の課税について
 - ・ 董事費(役員報酬)の課税方法
 - ・ 同一企業で給与と董事費を受領している給与所得への合算
- 休憩
- < II > 日本における課税問題
1. 出国時の処理
 2. 日本における派遣元企業の給与負担の問題
 3. 日本において受給する退職金の日中での課税関係
 4. 日本において受給する年金の日中での課税関係 その他
- 16:30 * 質疑・応答

申込先：マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北 1-6-1 アリオ九段 6F
TEL：03-6427-8040 FAX：03-6427-8045
E-mail：kawanabe@bh.mbn.or.jp

お申込みは E メール、FAX または電話にて①会社名②住所、電話番号③部課・役職名④氏名をご連絡下さい。折り返し受講票(会場地函含)及び請求書を送付致します。尚、ご参加者の上記情報は当センターからのセミナー等のご案内の送付に利用する場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。